

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月28日（月）8時58分～12時37分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は、前回専門部会における労働者代表委員の提示額68円と使用者代表委員の提示額50円を踏まえて、改めて双方に金額提示を求めた。 労働者代表委員から、「自動車業界の現状は理解するが、他産業との優位性確保と人手不足の問題は重要である。前回提示額から変更しない。」との発言がなされた。 使用者代表委員から、「前回の提示額が最も妥当といえる金額であり、変更しない」旨の発言がなされた。 その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と二者協議を重ねたが、合意には至らなかった。しかし、公益案を提示して結審することに労使双方から了解が得られたため、公益代表委員から、現行の特定最低賃金額1,048円を57円引き上げて1,105円とする公益案を提示し、採決の結果、全会一致で結審した。 上記の結果は、10月29日に開催予定の第567回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定。 第567回広島地方最低賃金審議会 日 時 10月29日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室			

(写)

令和7年10月28日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

部会長 村 上 恵 子

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

村 上 恵 子

部会長代理

森 亮 人

山 崎 敦 俊

労働者代表委員

井 上 晃

狩 野 孝 徳

藤 村 直 樹

使用者代表委員

渡 橋 弘 章

蔵 田 秀 和

栗 原 立 人

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 0 5 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日